

第2期沼田市耐震改修促進計画（案）

沼 田 市



目 次

はじめに

- 1 計画の目的と期間 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 耐震化・減災化の必要性 2
- 4 対象とする建築物 3

第1章 沼田市における地震の危険性

- 1 沼田市の地震経験 7
- 2 群馬県の地盤状況 8
- 3 想定される地震の規模、被害の状況 11

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施目標

- 1 耐震化の現状 12
- 2 住宅・特定建築物の耐震化の目標 16
- 3 市有施設の耐震化の目標 22

第3章 建築物の耐震化の促進を図るための総合的施策

- 1 耐震化・減災化の促進に係る基本的な方針 24
- 2 耐震化の促進を図るための支援策及び環境整備 25
- 3 住宅の減災化の促進 27
- 4 総合的な安全対策に関する事業 27
- 5 優先的に耐震化すべき建築物の設定 29
- 6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 29
- 7 その他建築物の耐震化を促進するために必要な事項 29

第4章 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実 31
- 2 パンフレットの作成・配布並びにセミナー・講習会の開催 31
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 31

第5章 法による指導及び助言・命令等についての連携

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施 32
- 2 建築基準法による勧告・命令等の実施 32

- 参考資料 33

はじめに

1 計画の目的と期間

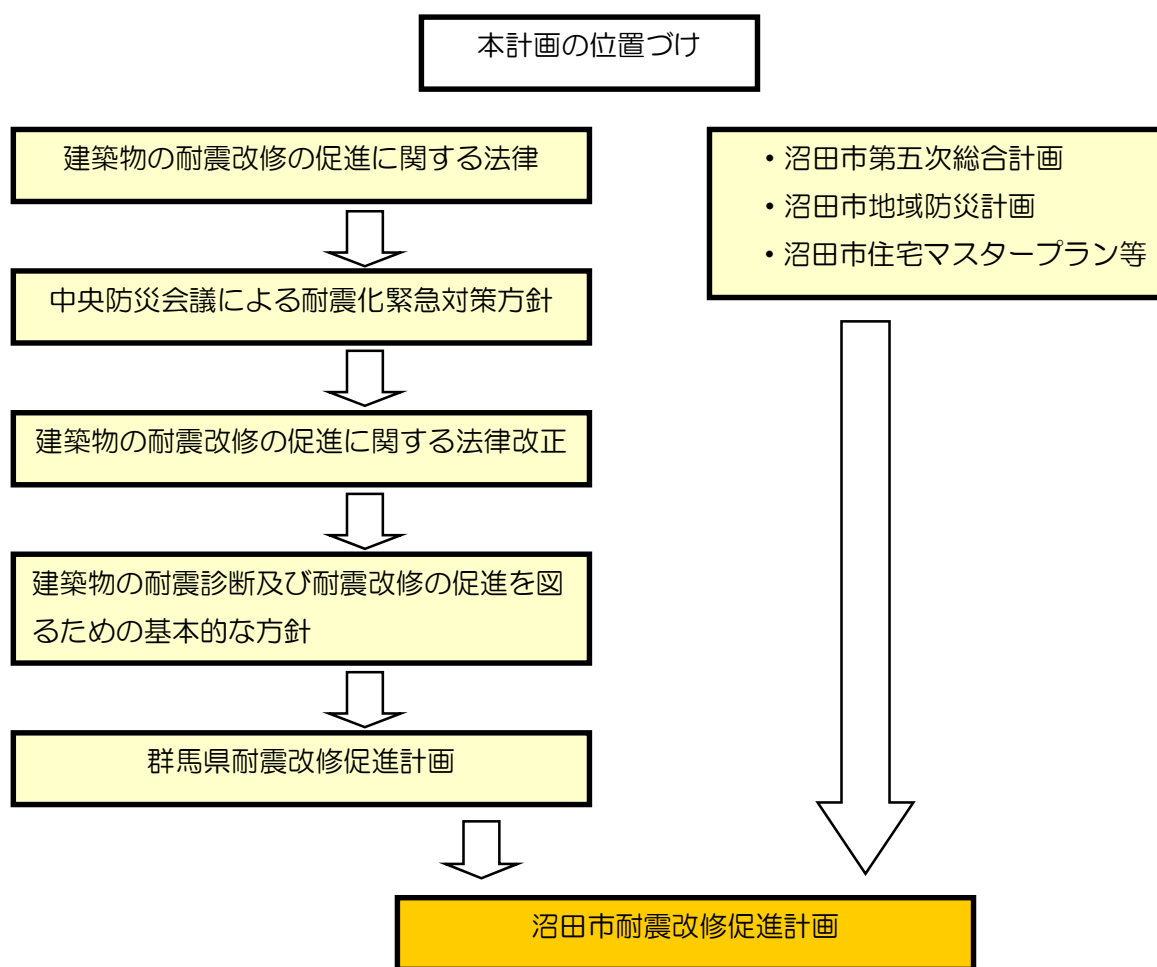
沼田市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守るため、市内の既存建築物において、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図ります。また、市民の生命を守るため、住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、住宅の部分的な補強による減災化を促進することを目的として策定します。

本計画では、その期間を平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とし、目標値の設定や耐震化に向けた取組みを行ないます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定します。

また、沼田市における他の計画（「沼田市第五次総合計画」「沼田市地域防災計画」「沼田市住宅マスタープラン」等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。



なお、本計画は、社会情勢の変化や上位計画の見直し等を踏まえながら、適宜見直しを行うものとします。

◎沼田市第五次総合計画

平成19年度から平成28年度までの10ヶ年を目標年次として、白沢町、利根町との合併後初となる沼田市の総合計画として策定された。

「災害に強い都市基盤の整備」ということで、建築物の耐震診断や耐震改修を推進し、安全なまちづくりを行なうことが提言されています。

◎沼田市地域防災計画

平成27年度に策定（修正）された。この中で「震災対策計画」も策定しており、震災に対する知識、訓練、予防、避難場所、安全確保等について具体的に定めている。

◎沼田市住宅マスタープラン

「沼田市第五次総合計画」を上位計画として、沼田市の住宅、住環境整備に係る基本的目標を示したもので、平成22年度から平成31年度までを計画期間としている。

3 耐震化・減災化の必要性

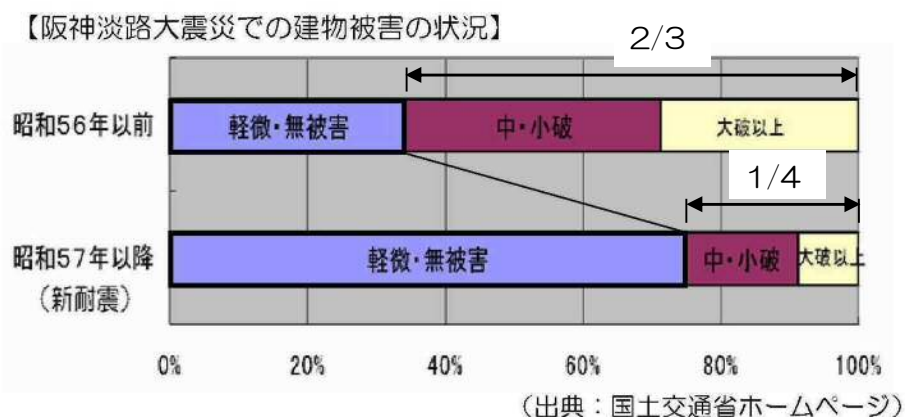
平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の尊い人命が奪われました。平成16年10月には新潟県中越地震、平成19年3月には能登半島地震、平成19年7月には新潟県中越沖地震が発生しました。

また、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。

さらに、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、津波による未曾有の被害が発生したとともに、緊急輸送道路の機能確保や非構造部材の耐震化が防災上の課題となりました。

阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

建物の被害を見ると、耐震基準が改正された昭和56年以前に建築されたものの約2/3が損壊の被害に合い、昭和57年以降に建築されたものは約1/4であったことがわかっています。



この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議※において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震改修については、「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）においては、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減することを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

こうしたことから、地震防災推進会議※の提言を踏まえ、平成17年11月7日、国において耐震改修促進法の改正が行われました。

この改正を踏まえ、平成19年度に沼田市耐震改修促進計画を策定しました。

また、平成27年度に、住宅・建築物の耐震化率を90%とする政府目標に対して、現況の耐震化の進捗が遅く、南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対応の切迫性が指摘される中、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月、耐震改修促進法の更なる改正が行われました。

この改正で、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなどの耐震化促進のための制度の強化や、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進策が設けられました。

4 対象とする建築物

本計画では、耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち耐震性能を有しない建築物を対象にします。

なお、対象地域は計画の目的に沿って、沼田市全域とします。

- 1) 住宅
- 2) 特定建築物
 - ア) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号）
(別表-1 参照)
 - イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定以上の危険物を扱う建築物
(耐震改修促進法第14条第2号) (別表-2 参照)
 - ウ) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

※中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成、推進、重要事項の審議などを行っている。

※地震防災推進会議：国土交通大臣を会長とし、耐震化の目標設定・目標達成などについて検討する。

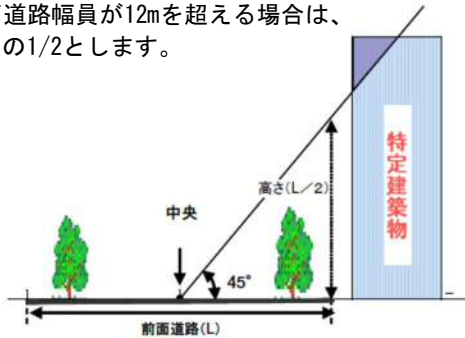
◎地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

下記により定める「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は、6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

なお、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び、第6条第3項第1号に規定される道路に接する、要安全確認計画記載建築物は対象から除かれます。

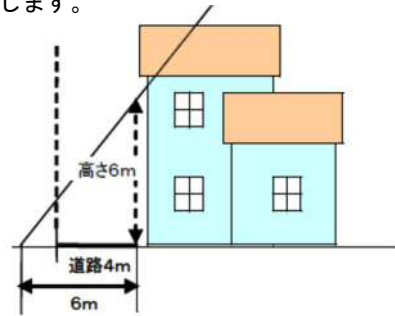
道路幅員12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします。



道路幅員12m以下の場合

前面道路の幅員が12m以下の場合は、6mとします。



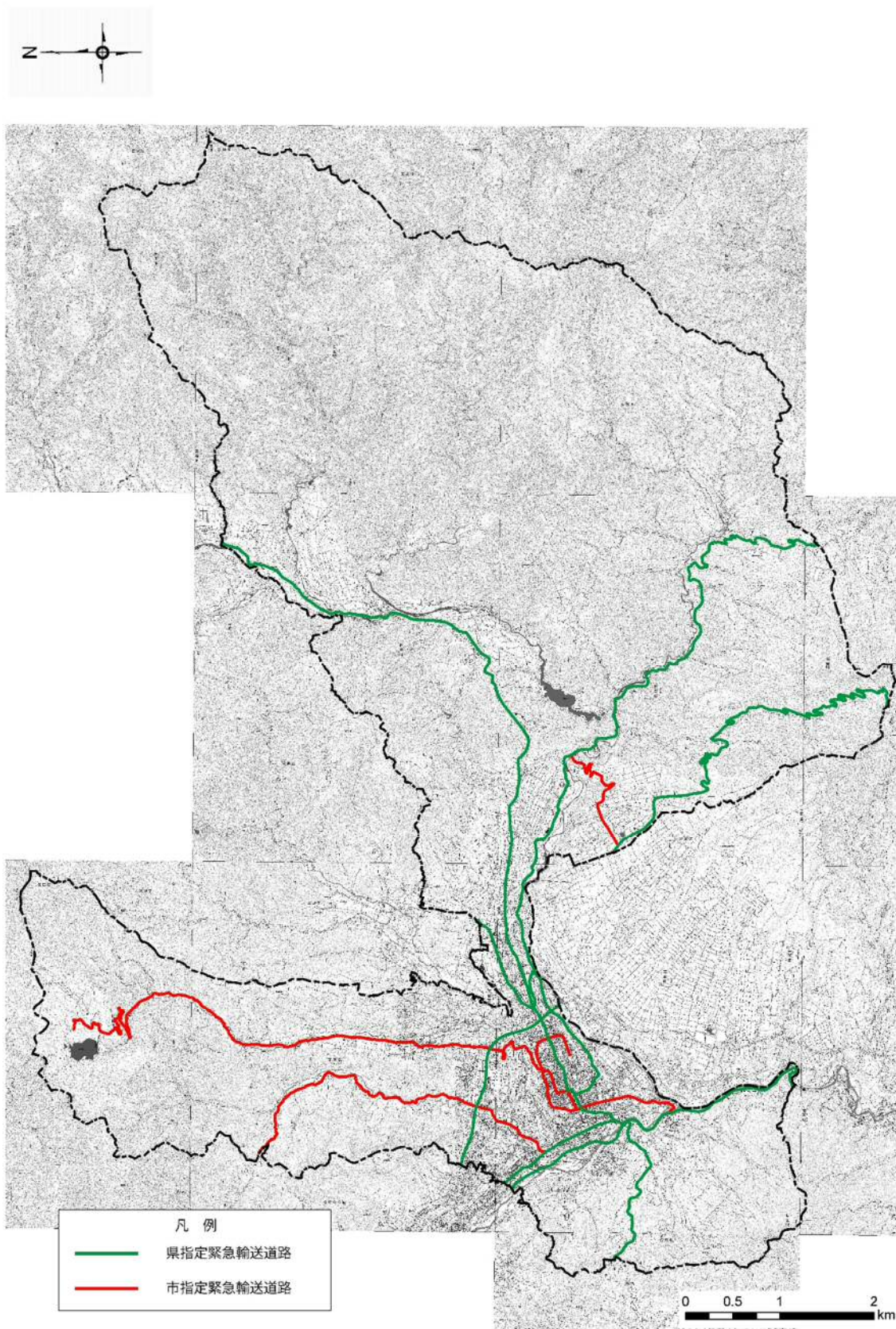
本計画では、地震発生時に通行を確保すべき道路は、沼田市地域防災計画で指定されている緊急輸送道路について、耐震改修促進法第6条第3項第2号の指定をします。

今後、群馬県計画における、地震発生時に通行を確保すべき道路の指定を踏まえながら、当該道路沿道の耐震化の促進を図るとともに、必要に応じて耐震改修促進法第6条第3項第1号の指定も検討していきます。

◎地震発生時に通行を確保すべき道路

番号	路線名（市内区間）	番号	路線名（市内区間）
1	高速道路 関越自動車道	9	一般県道 下久屋渋川線
2	国道 17号	10	一般県道 戸鹿野下之町線
3	国道 120号	11	一般県道 道木佐山沼田線
4	国道 145号	12	一般県道 上発知材木町線
5	国道 291号	13	市道 倉内通り線
6	主要地方道 沼田大間々線	14	市道 環状線
7	主要地方道 平川横塚線	15	望郷ライン（利根町地内）
8	一般県道 沼田赤城線		

◎地震発生時に通行を確保すべき道路位置図

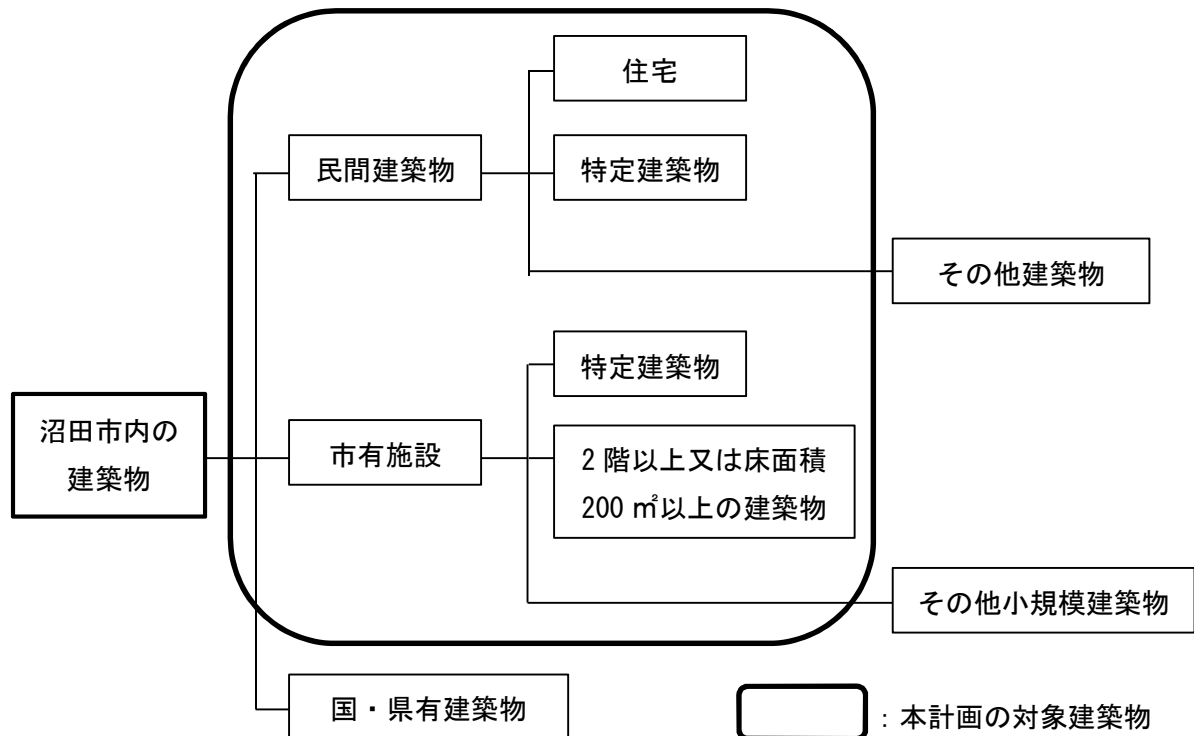


3) 市有施設（公共建築物）

地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組みます。

なお、本計画では沼田市所有の2階以上又は床面積200㎡以上の建築物を対象とします。ただし、沼田市地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて対象とします。

◎本計画の対象建築物



* 国・県有建築物は、国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画において計画されているため、本計画では対象外とします。

第1章 沼田市における地震の危険性

1 沼田市の地震経験

近年、県内で発生した地震被害で最も大きいのが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。

また、新潟県中越地震（H16.10）では、沼田市でも震度5弱を観測し、県内の家屋一部損壊1,055戸の被災は記憶に新しいところです。

さらには、県内に被害は無かったが、平成19年7月には新潟県中越沖地震（沼田市震度4）が発生しており、新潟県柏崎市を中心とした地域に甚大な被害をもたらしました。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、沼田市で震度5強を記録し、市内でも被害が発生しました。

発生日月	地震名（震源）	マグニチュード	震度	被害状況
1916.2.22 （大正5年） （浅間山麓）	6.2	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部損壊109戸
1923.9.1 （大正12年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	前橋4	負傷者9人 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 （昭和39年）	新潟地震 （新潟県沖）	7.5	前橋4	負傷者1人
1996.12.21 （平成8年）	茨城県南西部の地震 （茨城県南部）	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	高崎、沼田、片品5弱 富士見、赤堀、白沢4	負傷者6人 家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 （平成19年）	新潟県中越沖地震 （新潟県中越沖）	6.8	沼田、渋川、片品4 前橋、高崎、桐生3	負傷者なし 家屋損壊なし
2011.3.11 （平成23年）	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 （太平洋三陸沖）	9	桐生6弱 沼田・前橋・高崎・ 渋川・太田など5強	死者1人、負傷者41人、 家屋半壊7戸 一部損壊17,246戸

（沼田市地域防災計画）

2 群馬県の地盤状況

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）どうしがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

沼田市内には、フォッサマグナ※の東縁とされる「柏崎-銚子構造線※」が沼田市西部を南北に貫いています。また、片品川左岸断層が市東部に入っています。この他にも、活断層が5ヶ所確認されています。

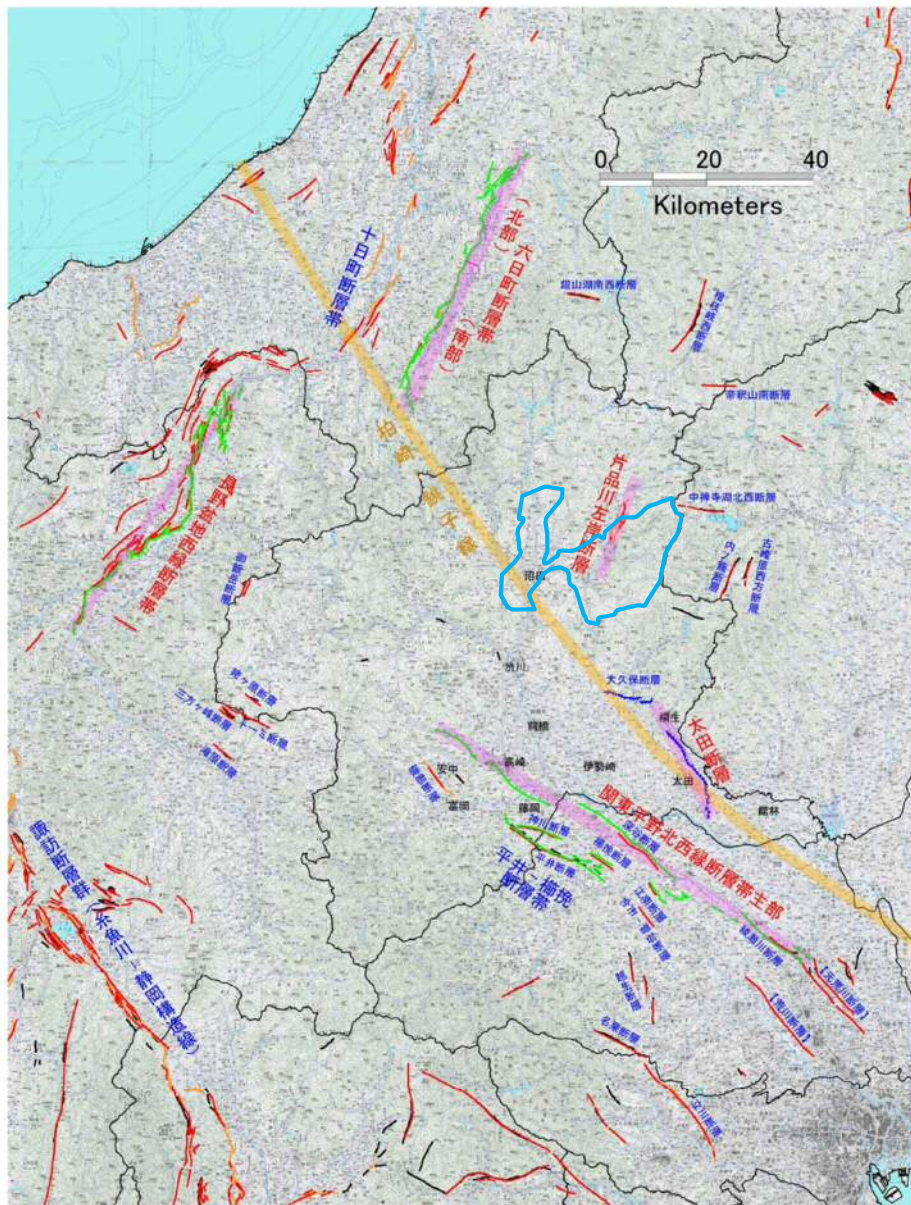
最近の地震活動としては、関東平野北西縁断層帯に沿って定常的に微小地震活動がみられるほか、沼田市北部にある片品川左岸断層地域でも定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところでみられる地震活動の中で最も活発となり、関東平野北西縁断層帯主部では今後30年以内にM8程度の地震が発生することも想定されています。

これらの断層帯は、いつ断層が活動してもおかしくない状況にあるといえ、内陸直下型地震が発生する可能性があります。

※フォッサマグナ：ラテン語で「大きな溝」という意味です。本州中央部を南北に横断する地質学的な溝で、西端は糸魚川-静岡構造線、東端は柏崎-銚子構造線とされています。

※構造線：地殻変動による生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線という。

◎群馬県内の構造線や活断層の分布



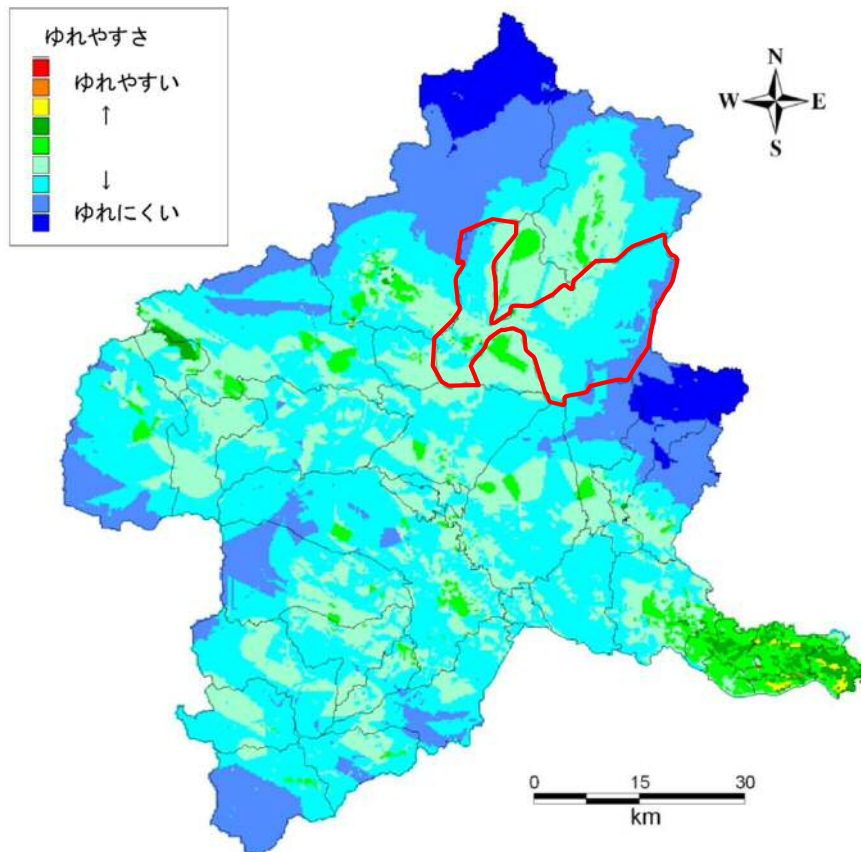
線種	断層名	出典
	(活断層: 確実度 I・II)	新編日本の活断層 (1991)
	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
	(推定活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-掃挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
	太田断層	熊原・近藤 (2009)
	(柏崎-鏡子線)	

(群馬県地震被害想定調査※)

※群馬県地震被害想定調査：群馬県では、平成7～9年度に地震被害想定調査を行っているが、被害想定の前提とした社会条件等が大きく変化している。また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。そのような状況を踏まえ、前回調査を見直すこととし、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い平成24年に公開された。

群馬県地震被害想定調査では、県内各市町村の役所・役場の直下に、M6.9 の地震を生じる震源断層を仮定した「予防対策用地震」を作成しています。「予防対策用地震」については、震源から工学的基盤までは距離減衰式を用い、工学的基盤から地表までは、県内のボーリングデータと微地形区分により作成した浅部地盤モデルの地盤増幅率や震度増分を用いて、地表のゆれやすさを算出しています。

◎ゆれやすさマップ（予防対策用に設定した各市町村下の地震によるゆれやすさの分布）

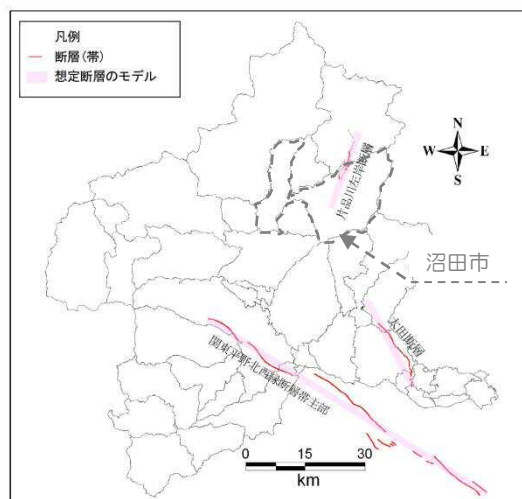


（群馬県地震被害想定調査）

3 想定される地震の規模、被害の状況

沼田市の地震被害想定では、群馬県地震被害想定調査において、県内で起こる3つの震源による地震を想定し、その被害を推定したところ、「片品川左岸断層による地震」で最も大きな影響が想定されました。

人的被害については、10人近い死者の発生、物的被害については、600棟を超える建物の損壊、300人を超える避難者の発生が想定されています。



◎想定地震ごとの被害想定※

項 目		片品川左岸断層による地震	関東平野北西縁断層帯主部による地震	大田断層による地震	
地震の規模		M7.0	M8.1	M7.1	
人的被害	死 者	8.7 人	2.5 人	0 人	
	負傷者	35.9 人	14.3 人	0.2 人	
	(建物被害・断水) 避難者	直後	314.9 人	92.3 人	0 人
		1 日後	314.9 人	625.5 人	0 人
		1 ヶ月後	314.9 人	92.3 人	0 人
物的被害	建物 (全壊・半壊)	673.6 棟	207.1 棟	0.6 棟	
	火 災 出火件数	0.22 件	0 件	0 件	

(沼田市地域防災計画より作成)

※被害想定：被害予測結果は「冬の5時」「夏の12時」「冬の18時」を想定して、被害予測結果が出されているが、最も被害想定の大い数値を使用した。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施目標

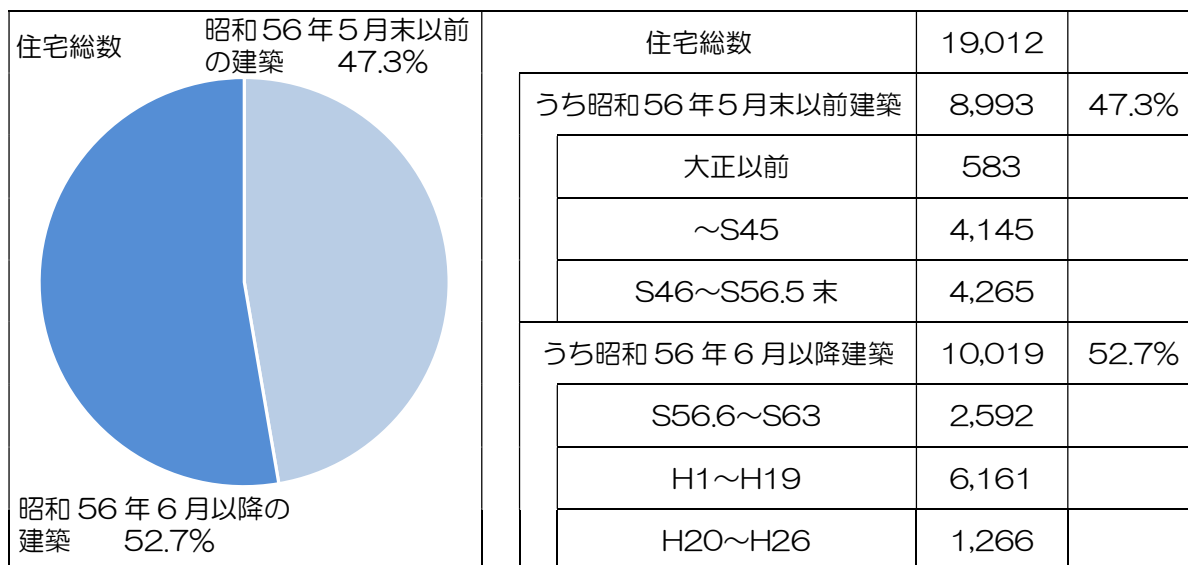
1 耐震化の現状

1) 住宅

沼田市における住宅の建築時期を昭和56年5月末以前と昭和56年6月以降に分類すると、

【建築時期別住宅戸数】

(単位：戸)



となり、耐震基準が改正された昭和56年6月以降の住宅が過半数を占めていることがわかります。

※耐震診断：既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

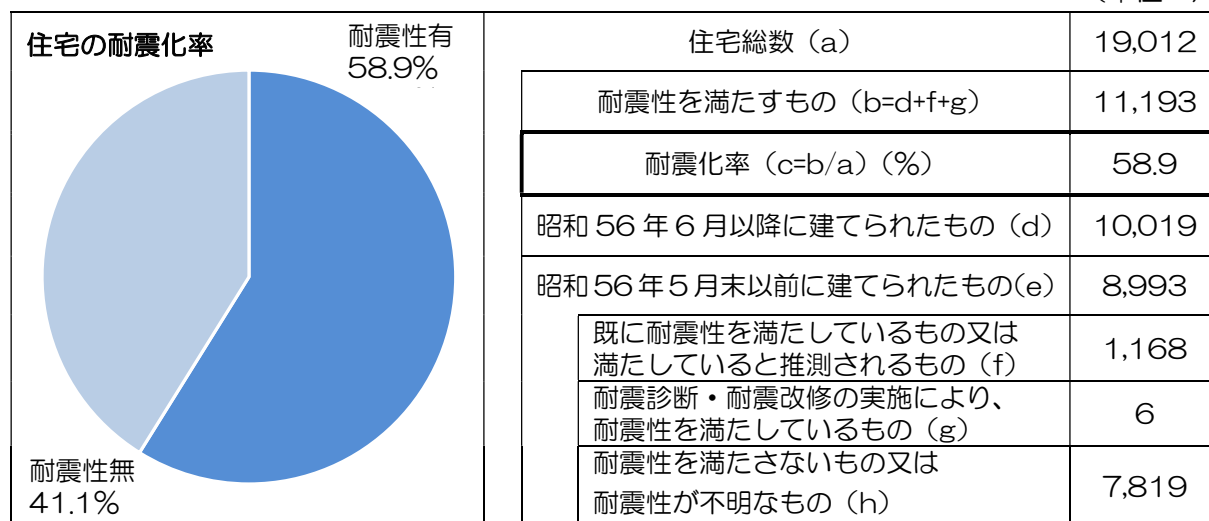
建築物の構造によってその手法と評価法が定められている。

※耐震改修：地震に対する安全性を向上させるために、建物の増築・改築・修繕もしくは、模様替え、又は建物敷地の整備をすること。

平成27年度における住宅の耐震化率は下表のとおり、58.9%となります。

【住宅における耐震化の現状】

(単位：戸)



- * 昭和56年5月末以前に建てられた住宅でも耐震性が高いと考えられる住宅もあることから、耐震診断・耐震改修の実施により、耐震性を満たしていると判断された建築物を除き、昭和56年5月末以前に建てられた住宅のうち13.0%（平成20年3月策定時点の全国値（戸建12%）を国の統計資料より時点修正）の住宅は耐震性を満たしているとしました。

2) 特定建築物

ア) 多数の者が利用する建築物

平成27年度における多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は下表のとおり、81.8%となります。また、市有施設のみでは、88.6%となります。

【多数の者が利用する建築物における耐震化の現状】

(単位：棟)

多数の者が利用する建築物		多数の者が利用する建築物総数 (a)	148
<p>耐震性無 18.9%</p> <p>耐震性有 81.1%</p>	耐震性を満たすもの (b=d+f)	120	
	耐震化率 (c=b/a) (%)	81.1	
	昭和56年6月以降に建てられたもの (d)	97	
	昭和56年5月末以前に建てられたもの (e)	51	
	既に耐震性を満たしているもの (f)	23	
	耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (g)	28	

【多数の者が利用する建築物（市有施設）における耐震化の現状】

(単位：棟)

多数の者が利用する建築物（市有施設）		多数の者が利用する建築物（市有施設）総数 (a)	70
<p>耐震性無 11.4%</p> <p>耐震性有 88.6%</p>	耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	62	
	耐震化率 (c=b/a) (%)	88.6	
	昭和56年6月以降に建てられたもの (d)	36	
	昭和56年5月末以前に建てられたもの (e)	34	
	既に耐震性を満たしているもの (f)	13	
	耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	13	
	耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	8	

イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

平成27年度における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、沼田市にはありません。

ウ) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

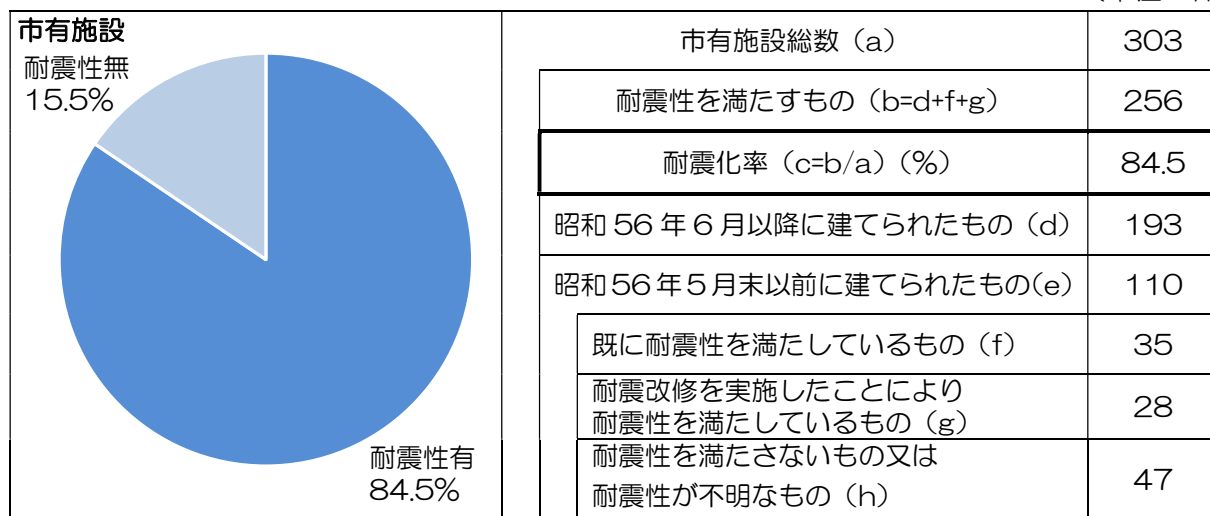
今後、群馬県計画における、地震発生時に通行を確保すべき道路の指定を踏まえながら、当該道路沿道の調査を行うとともに、耐震化の促進を図ります。

3) 市有施設

平成27年度における市有施設の耐震化の現状は下表のとおり、84.5%となります。

【市有施設における耐震化の現状】

(単位：棟)



(特定建築物を含む)

*市有施設：2階以上又は床面積200㎡以上の建築物とします。

(ただし、地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて含むものとする。)

2 住宅・特定建築物の耐震化の目標

(1) 自然更新による耐震化率の推計

1) 住宅

【自然更新による平成32年度における住宅の耐震化率の推計】

(単位：戸)

	平成27年度	平成32年度
住宅の総数 (a)	19,012	19,240
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	11,193	12,042
耐震化率 (c=b/a) (%)	58.9	62.6
昭和56年6月以降に建てられたもの (d)	10,019	10,967
昭和56年5月末以前に建てられたもの (e)	8,993	8,274
耐震上支障がないと推定できるもの (f)	1,171	1,076
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	3	
耐震性が不十分なもの (h)	7,819	7,198

* 昭和56年5月末以前に建てられたものの13.0%が耐震性を有していることとしました。

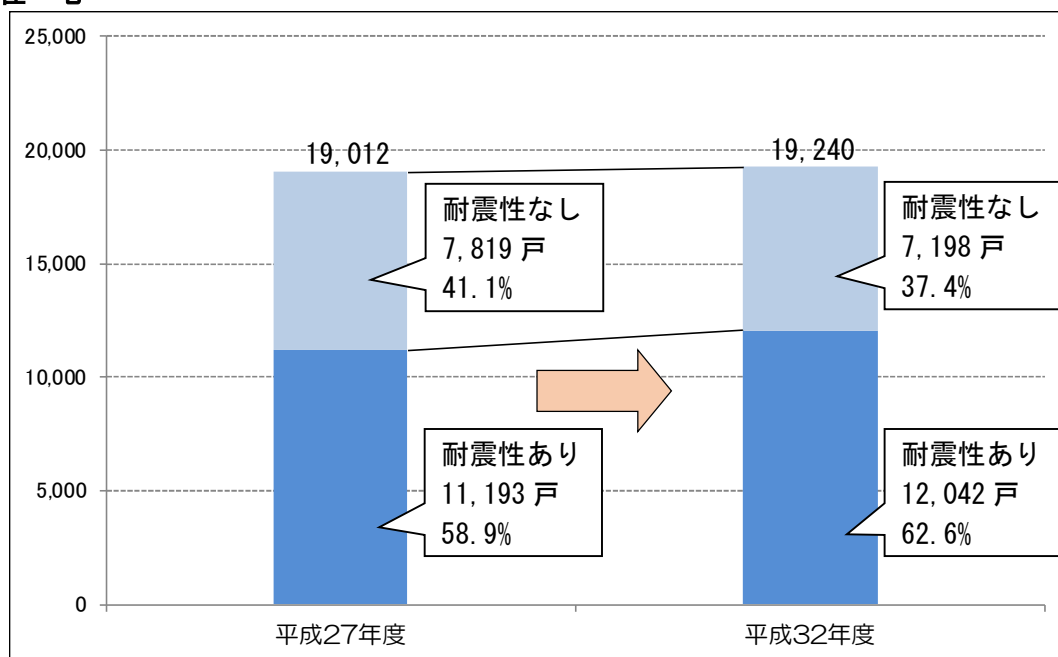
(平成20年3月策定時点の全国値(戸建12%)を国の統計資料より時点修正)

* 住宅総数は平成32年度までに1.2%増加するものとした。(住宅・土地統計調査より)

* 昭和56年5月末以前に建てられたものは平成32年度までに8.0%減少するものとした。(住宅・土地統計調査より)

*

住宅



2) 特定建築物

ア) 多数の者が利用する建築物

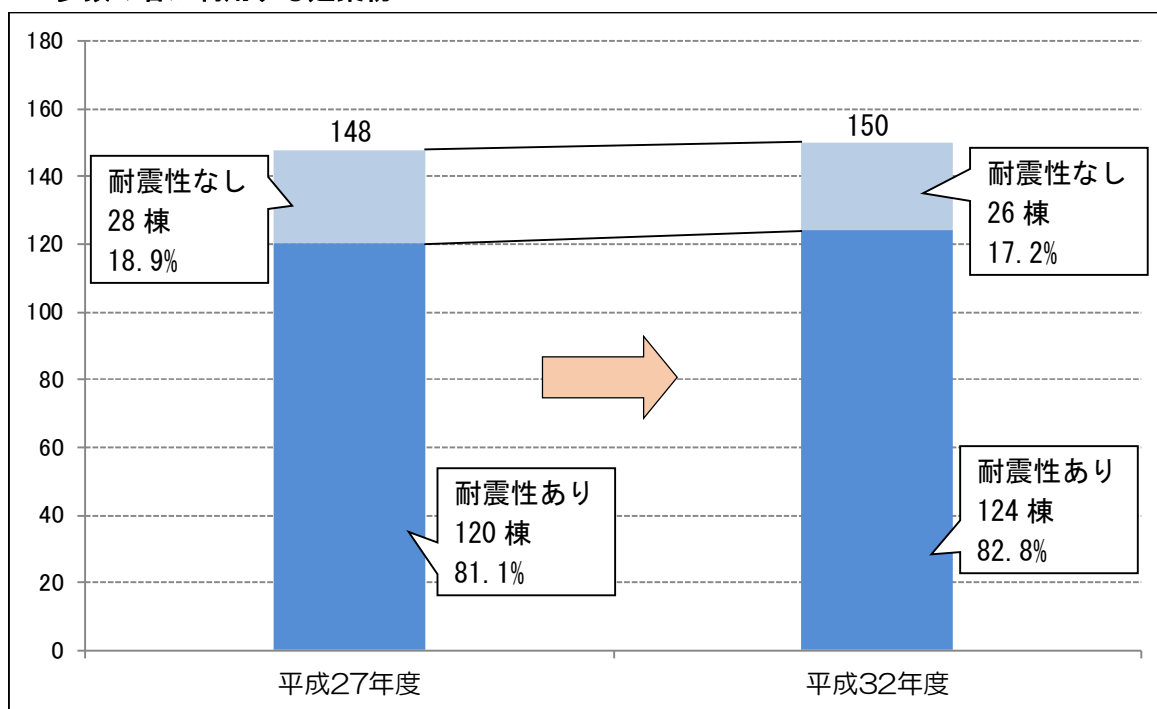
【自然更新による平成 32 年度における多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計】

(単位：棟)

	平成 27 年度	平成 32 年度
多数の者が利用する建築物の総数 (a)	148	150
耐震性を満たすもの (b=d+f)	120	124
耐震化率 (c=b/a) (%)	81.1	82.8
昭和 56 年 6 月以降に建てられたもの (d)	97	103
昭和 56 年 5 月末以前に建てられたもの (e)	51	47
耐震診断・耐震改修の実施により、 耐震性を満たしているもの (f)	23	21
耐震性が不十分なもの (g)	28	26

- * 多数の者が利用する建築物総数は平成 32 年度までに 1.2%増加するものとししました。
- * 昭和 56 年 5 月末以前に建てられたものは平成 32 年度までに 8.0%減少するものとししました。

多数の者が利用する建築物



(2) 耐震化率の目標の設定

1) 住宅

住宅の耐震化の目標は、現状の耐震化率が 58.9%と低く、加えて、市街地とその他地域の耐震化現状の差を考慮し、市街地を 85%、その他地域を 75%としました。結果、住宅の耐震化の目標は 80%（減災化した住宅を含む）とします。

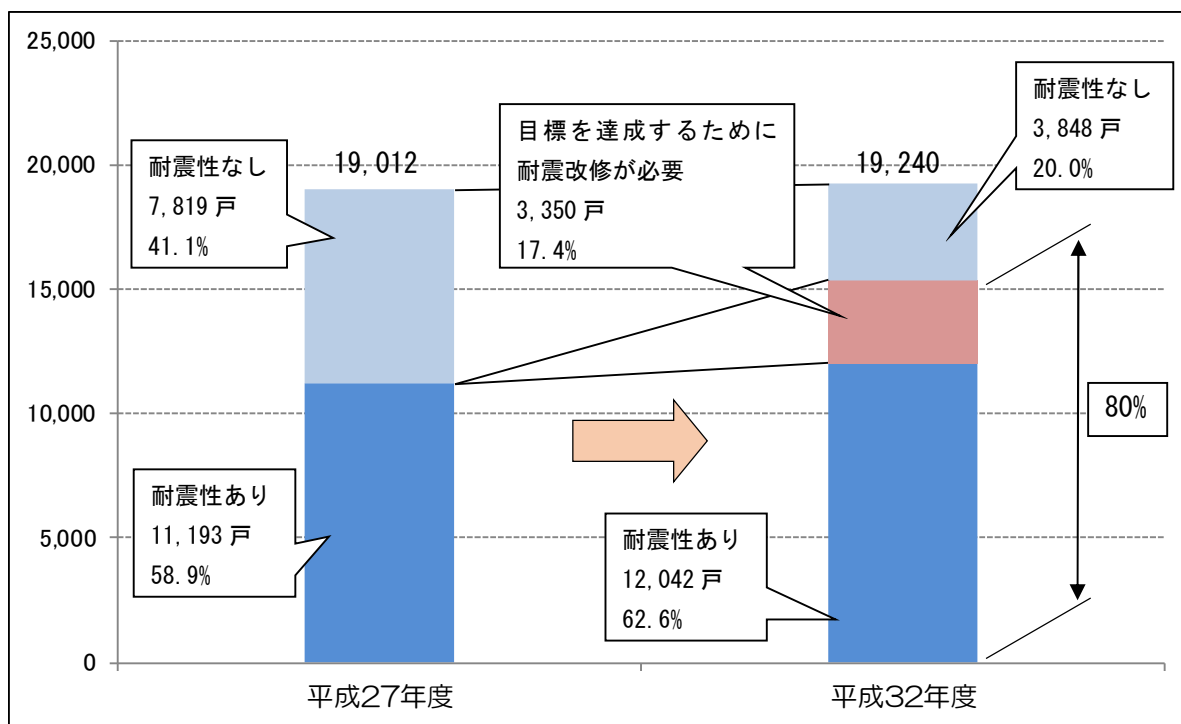
なお、群馬県では現状の耐震化率が 80.5%と高いため、目標値を 95%（減災化した住宅を含む）としています。

【平成 32 年度における住宅の耐震化率の目標】

(単位：戸)

平成 27 年度における住宅総数 (a)	19,012
耐震性を満たすもの (b)	11,193
耐震化率 (c=b/a) (%)	58.9
平成 32 年度における住宅総数の推計値 (d)	19,240
自然更新等により平成 32 年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (e)	12,042
自然更新等により平成 32 年度における耐震化率 (f=e/d)	62.6%
目標 (80%) を達成するために平成 32 年度時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	15,392
平成 32 年度までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	3,350
平成 32 年度における耐震化率の目標 (i=g/d)	80.0
	%

住 宅



2) 特定建築物

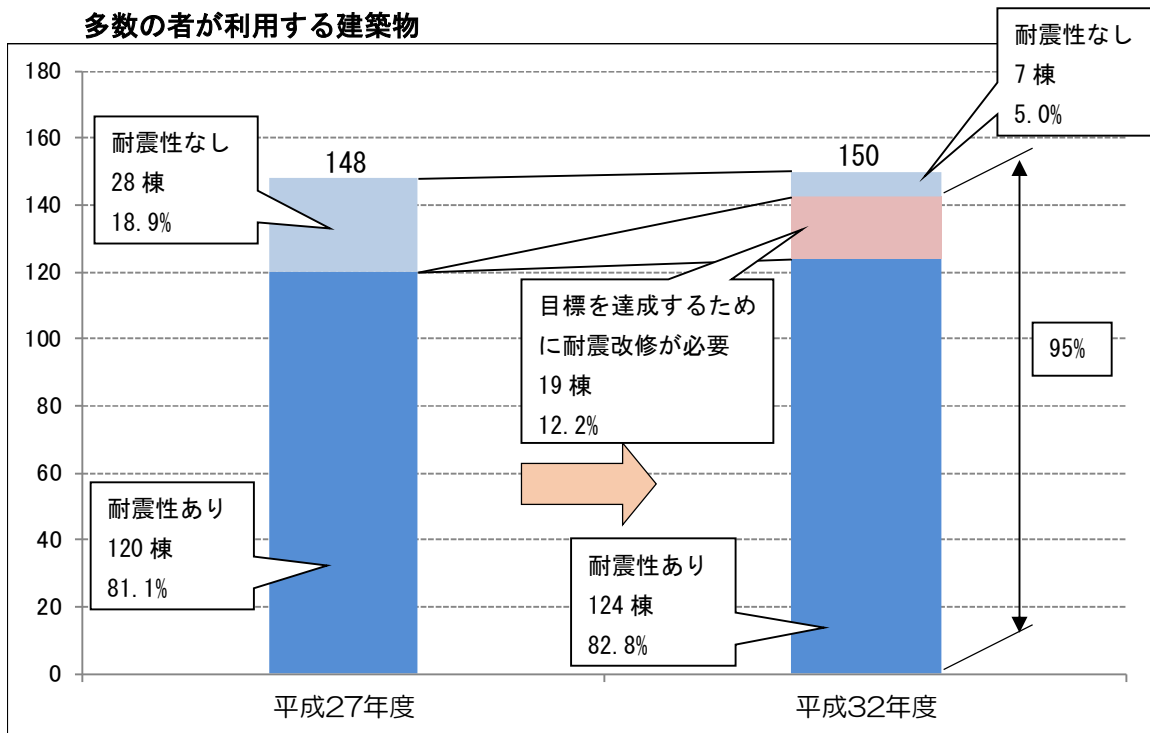
ア) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物は、民間建築物を含め 148 棟あり、耐震化の現状は 81.8%、自然更新等による平成 32 年度における耐震化率は 84.3%と推計されます。

現状の耐震化率が県の耐震化率と同程度であるため、沼田市においても県と同様に耐震化の目標値を 95%とします。

【平成 32 年度における多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標】

(単位：棟)	
平成 27 年度における棟総数 (a)	148
耐震性を満たすもの (b)	120
耐震化率 (c=b/a) (%)	81.1
平成 32 年度における棟総数の推計値 (d)	150
自然更新等により平成 32 年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (e)	124
自然更新等により平成 32 年度における耐震化率 (f=e/d)	82.8
目標 (95%) を達成するために平成 32 年度時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	143
平成 32 年度までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	19
平成 32 年度における耐震化率の目標 (i=g/d) (%)	95.0



多数の者が利用する建築物の耐震化の詳細は下表のとおりです。

【多数の者が利用する建築物の耐震化詳細】

(単位：棟)

分類番号	1	2	3	4	5	合計
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護施設となる建築物	災害時に要救護者がいる建築物	比較的用户の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物	利用者が比較的限定される建築物	
含まれる用途	病院、診療所 集会場、公会堂 郵便局、保健所 学校、体育館等	幼稚園、小学校 中学校、盲学校 聾学校、高齢者 福祉施設、児童 福祉施設等	旅館 ホテル 賃貸(共同)住宅 寄宿舍 下宿等	ポーリング場 運動施設、劇場 映画館、展示場 百貨店、美術館 銀行、遊技場等	卸売市場 事務所、工場 自動車車庫 危険物貯蔵庫 等	
平成 27 年度における棟総数 (a)	18	57	30	12	31	148
耐震性を満たすもの (b)	15	52	23	8	22	120
耐震化率 (c=b/a) (%)	83.3	91.2	76.7	66.7	71.0	81.1
平成 32 年度における総棟数の推計値 (d)	18	58	30	12	32	150
自然更新等がこのままの状況で推移した場合平成 32 年度の時点で耐震性を満たすと推計されるもの (e)	15	53	24	8	24	124
自然更新等による平成 32 年度における耐震化率 (f=e/d) (%)	83.3	91.4	80.0	66.7	75.0	82.7
目標を達成するために平成 32 年度時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	17	55	29	11	31	143
平成 32 年度までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	2	2	5	3	7	19
平成 32 年度における用途区別の耐震化率の目標 (%)	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

従って、耐震化目標値95%を達成するために、平成32年度までに、耐震性を満たさない民間建築物を含む建築物を19棟耐震化する必要があります。

多数の者が利用する建築物（市有施設）においては耐震化の現状は88.6%となっています。沼田市においても県と同様に市有建築物が先導して耐震化を推進するべく、耐震化率の目標を100%とします。

なお、今後検討していく「(仮称) 公共施設等管理計画」との整合を図りながら、施設等の管理体制についても検討していきます。

多数の者が利用する建築物（市有施設）の耐震化の現状と目標 (棟、%)

分 類			平成 27 年度		平成 32 年度		多数の者が利用する建築物（市有施設）の耐震化率の目標値
				耐震性無 耐震化率		耐震性無 耐震化率	
I	1	災害対策	4	3	4	0	100%
				25.0		100.0	
	2	救護対策	0	0	0	0	100%
				100.0		100.0	
3	避難対策	45	4	45	0	100%	
			91.1		100.0		
4	ライフライン	0	0	0	0	100%	
			100.0		100.0		
II	5	要援護者	5	0	5	0	100%
				100.0		100.0	
	6	集客	8	1	8	0	100%
87.5				100.0			
7	長期滞在	6	0	6	0	100%	
			100.0		100.0		
III	8	その他	2	0	2	0	100%
				100.0		100.0	
合 計			70	8	70	0	
				87.7		100.0	

従って、耐震化目標値を達成するために、平成32年度までに、耐震性を満たさない8棟を0棟にする必要があります。

なお、平成32年度における棟数の増減は推計しないこととしました。

3 市有施設の耐震化の目標

1) 市有施設

市有施設の耐震化の現状は84.5%となっています。沼田市においては棟数が多いことから、当初計画の考え方を継承し、耐震化の目標を面積による耐震化率とし、目標値を95%とします。

なお、今後検討していく「(仮称) 公共施設等管理計画」との整合を図りながら、施設等の管理体制についても検討していきます。

市有施設の耐震化の現状と目標

(棟、%)

分類			平成27年度		平成32年度		市有施設の 面積耐震化 率の目標値
			耐震性無 耐震化率	耐震性無 耐震化率			
I	1	災害対策	5	4 20.0	5	0 100.0	95%
	2	救護対策	36	6 83.3	36	2 94.4	95%
	3	避難対策	147	26 82.3	147	22 85.0	95%
	4	ライフライン	10	0 100.0	10	0 100.0	95%
II	5	要援護者	18	3 83.3	18	0 100.0	95%
	6	集客	41	8 80.5	41	4 90.2	95%
	7	長期滞在	31	0 100.0	31	0 100.0	95%
III	8	その他	15	0 100.0	15	0 100.0	95%
合計			303	47 84.5	303	28 90.8	

従って、耐震化目標値を達成するために、平成32年度までに、耐震性を満たさない47棟を28棟にする必要があります。

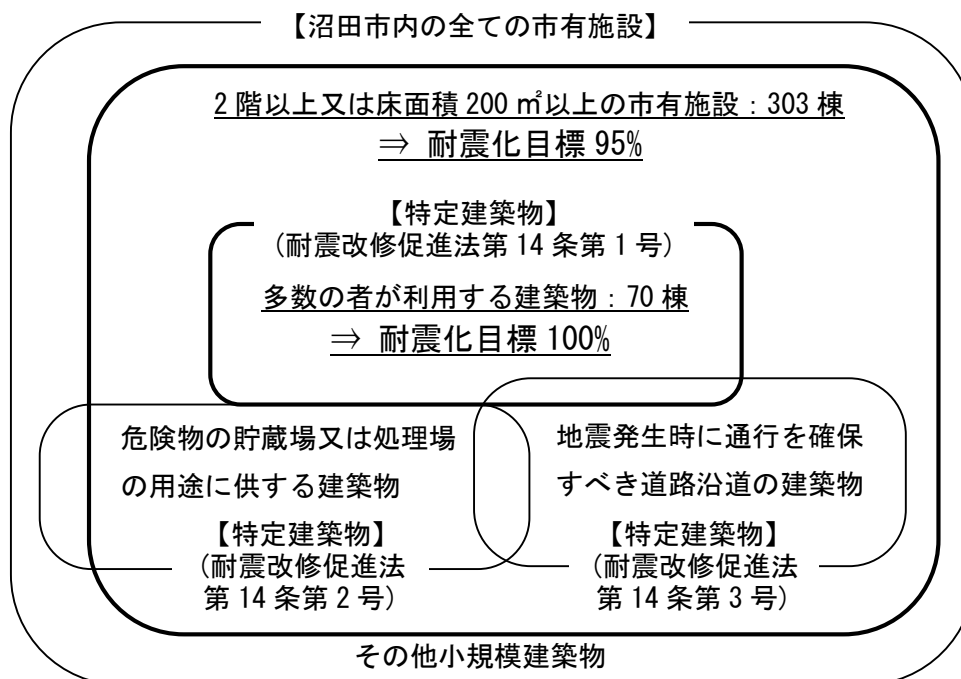
なお、平成32年度における棟数の増減は推計しないこととしました。

2) 市有施設の種類

市有施設の種類は下表のとおりです。

大分類	小分類	
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1 災害対策拠点機能関係	市庁舎、支所等
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係	消防署、消防団、診療所等
	3 避難収容施設関係	小・中学校、集会所、生活改善センター等
	4 ライフライン関係	浄水場、公共下水管理棟、ポンプ場等
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5 要救護者施設	福祉センター、幼稚園、保育園等
	6 多数の市民が集まる施設	公民館、図書館、体育館、温泉施設等
	7 比較的滞在時間の長い施設	市営住宅等
Ⅲ. その他	8 その他の市有施設	上記以外の施設

◎市有施設の耐震化目標の概略図



- * 平成27年度における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、沼田市にはありません。
- * 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、今後、群馬県計画の動向を踏まえながら、調査を行うとともに、耐震化の促進を図ります。

第3章 建築物の耐震化の促進を図るための総合的施策

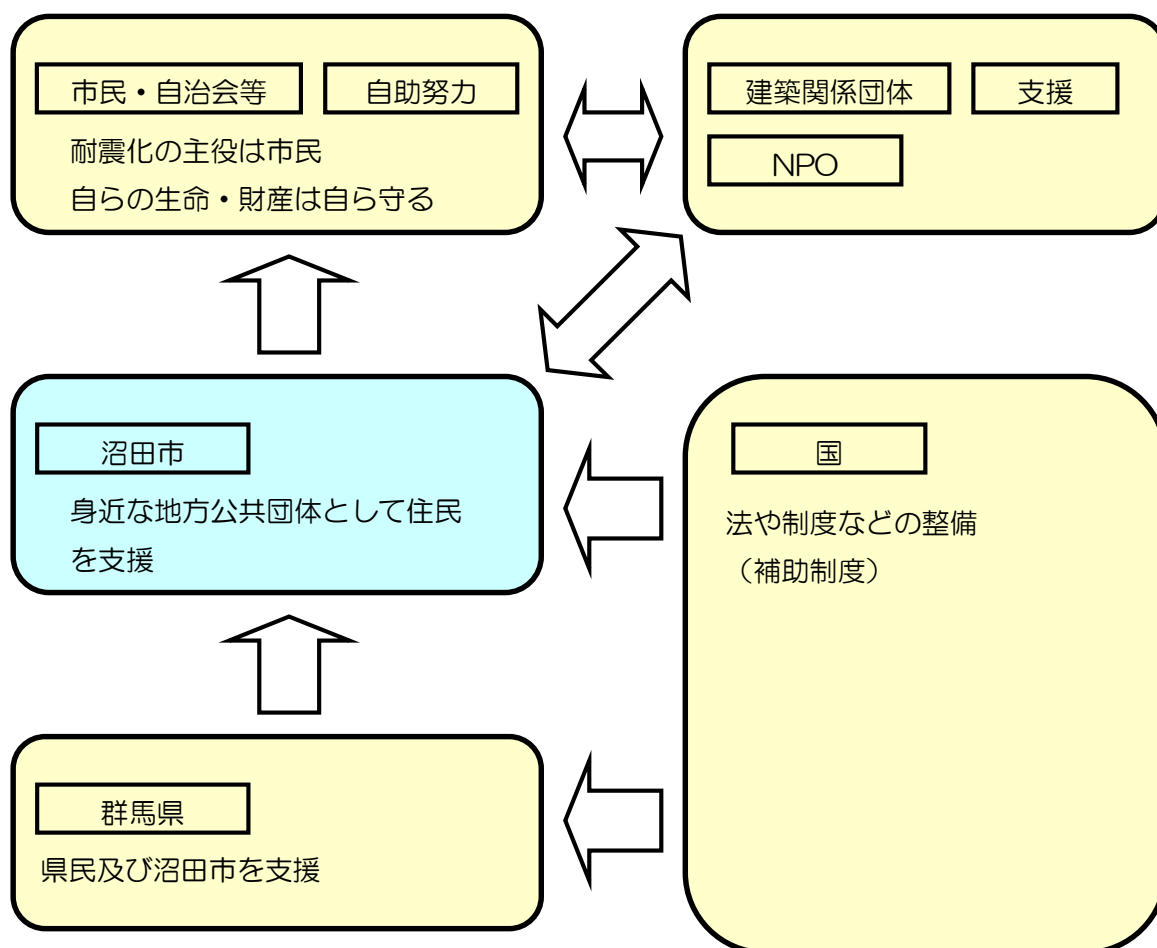
1 耐震化・減災化の促進に係る基本的な方針

住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者自らが地域防災対策を自らの問題として意識的に取り組むことが重要です。

しかしながら、コスト問題や情報不足、また、自分だけは大丈夫という思いもあり耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

こうしたことから、沼田市においては、住民に最も身近な地方公共団体として、各地域の実情に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修、住宅の減災化を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を群馬県や関係団体と連携しながら実施するものとします。

耐震化を促進するための役割分担（イメージ）



2 耐震化の促進を図るための支援策及び環境整備

沼田市では、平成 20 年度から沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業を行い、さらに平成 24 年度から沼田市木造住宅耐震改修補助事業を行ってきました。今後も、市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう群馬県と連携しながら耐震診断及び耐震改修の支援を行っていきます。

耐震化の促進を図るためには、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。個人住宅においては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報誌の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

そのため、次のような支援策を実施します。

- ① 平成 20 年度に策定（平成 25 年度改正）した「沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」により、木造住宅居住者に対し、耐震診断を促進します。平成 27 年度までに、71 棟の建物が診断されました。

「沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」概要

対象とする建物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建住宅又は併用住宅 ・平家建て又は 2 階建 ・在来軸組工法で建築のいずれも該当する木造建築物
耐震診断方法	一般診断法により地震に対する安全性を評価する
耐震診断者	市が派遣する建築士で所定の講習を修了した者
耐震診断費用	全額補助（耐震診断者の交通費は実費）
要綱の施行日	平成 20 年 7 月 1 日（平成 25 年 8 月 29 日改正）

- ② 平成 24 年度に策定（平成 27 年度改正）した「沼田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱」により、木造住宅居住者に対し、耐震改修を促進します。平成 27 年度までに、3 棟の建物が改修されました。

「沼田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱」概要

対象とする建物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅で、建築基準法その他関係法令に違反していないもの ・在来軸組工法で建築した平家建て又は 2 階建 ・個人で所有し、居住の用に供しているもの（賃貸は除く。） ・耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店、支店若しくは主たる営業所を有する者 ・補助対象住宅を建築した者のいずれかに発注する「倒壊しない又は一応倒壊しない」となる耐震改修工事。
補助金の額	耐震改修工事に要する経費の 1 / 3 以内、かつ、100 万円限度
事業期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

- ③ 地震対策のための「沼田市市民協働まちづくり出前講座」を実施します。
住宅を取り巻く耐震化の現状等を理解することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得につながるよう、市の職員が講師として出向きます。
- ④ 市役所に「耐震改修相談窓口」を設置しています。今後も市民の方が相談に訪れ、耐震改修を促進できるよう対応に努めていきます。

相談窓口

沼田市役所都市建設部建設課建築指導係 沼田市西倉内町780
TEL 0278-23-2111(代)

- ⑤ 特定建築物の周知・啓発を図ります。
特定建築物の所有者に対し、耐震化の必要性について啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度を紹介し、耐震化の促進を図ります。
- ⑥ 耐震化に関する融資・税制の支援制度を周知します。
国等による、耐震化への様々な融資・税制等の支援制度の周知を図ります。
平成27年度までの取り組みとしては、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修補助事業実施者に対する支援制度の説明の実施、窓口でのパンフレットの配布を行いました。今後もこれらの取り組みを継続的に実施していきます。
- ⑦ 専門家や事業者の人材育成を促進します。
群馬県では、木造住宅の耐震診断技術者の養成を図るための「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を平成21年度から実施しています。
沼田市では、市内の建築士に対して講習会を受講するように働きかけます。
- ⑧ 群馬県との連携強化を図ります。
群馬県では、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保することなどを目的として、「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」（群馬県と県内の市町村の建築主務課より構成）が設置されています。
また、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を目的に、県内所管行政庁による連絡会議の開催が検討されています。
こうした連絡会議の取り組みにより、群馬県との連携を強化し、本計画を推進していきます。

3 住宅の減災化の促進

住宅の耐震改修には多額の費用負担が生じるなどの理由により、建物の安全性に不安があって耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

このため、耐震化の促進と平行して、人命被害を減らす「減災化」を促進します。

① 住む人に合った耐震改修を促進します。

一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、家族の状況や生活環境の変化に応じ、費用対効果の高い補強工事を行い、段階的に耐震化を進めるなど、住む人に合った耐震改修を促進します。

② 命を守る住まいの補強を推進します。

住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室など必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドの設置などにより圧死などの地震被害を軽減することを推進します。

4 総合的な安全対策に関する事業

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒すると、死傷者が発生します。

通学路等を中心に危険箇所の点検・指導を進め、地域住民自らが危険箇所の点検を行なう活動を支援します。

平成27年度までの取り組みとしては、建築防災安全週間にコンクリートブロック塀を、ブロック診断士と共に市内循環し啓発を行いました。今後もこれらの取り組みを継続的に実施していきます。

② 窓ガラス・天井の落下防止対策

平成23年3月に発生した東日本大震災において、天井や窓ガラス等の落下や、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、平成26年4月1日に、天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

窓ガラスや天井の落下のおそれのあるものに対しては、今後も、改善に向けた指導・啓発等を行っていきます。

特に、市有施設の天井等の非構造部材の点検・改善を図ります。

③ エレベーター、エスカレーター等の安全対策

平成23年3月に発生した東日本大震災において、1都1道13県で210件のエレベーターの閉じこめが発生し、エスカレーター等の脱落事案が複数確認されたことを受け、平成26年4月1日に、エレベーター並びにエスカレーター等の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防署等と連携して安全対策を進めます。

④ 家具の転倒防止

過去の震災において、多くの方が転倒した家具によって死傷している事例を踏まえ、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により周知するとともに効果的な家具の固定法の普及徹底を図ります。

⑤ 地震火災延焼防止対策

地震災害時の火災延焼防止対策として、沼田市市民緑化推進事業補助金交付制度（平成15年4月）を利用して生け垣奨励事業等を推進します。

5 優先的に耐震化すべき建築物の設定

災害対策拠点機能を確保するため、市庁舎、支所、消防署、小・中学校、避難施設等を優先的に耐震化します。

被害防止の点から、幼稚園、保育所、要介護者施設等の要介護者施設を次に優先的に耐震化します。

また、沼田市ファシリティマネジメント推進会議で今後検討していく「(仮称) 公共施設等管理計画」と整合性を図りながら、施設等の管理体制についても検討していきます。

6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

平成23年10月に土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が県により指定されたことから、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、国や県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を推進します。

沼田市では、平成20年度に「沼田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を整備しております。

7 その他建築物の耐震化を促進するために必要な事項

本計画を実施するにあたり、今後、群馬県建築物等耐震化推進連絡協議会において、群馬県及び県内市町村と連携を図りながら、情報共有を進めていきます。

また、本計画は、目標値の達成状況等について、社会情勢等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ、適宜、見直すこととします。

① 新築の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査について、特定行政庁である県と市が連携して対応します。これまでも建築パトロールを実施するなど、違反建築物の未然防止や早期発見に努めています。

② 建替え・除却・利活用の促進

耐震改修には多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半の要因は新築又は建替えと考えられます。そのため、耐震改修を促進するとともに、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却を促進します。

また、地方創生への取り組みを推進するひとつの方策として、空き家を活用した定住促進や空き建築物のリノベーションによる既存ストックの活用併せて、空き家や空き建築物の耐震化を促進します。

③ 地震保険の活用

地震により建物が倒壊や損壊した際、地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できます。そのため、パンフレットの発行・配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

④ 耐震改修計画の認定

耐震改修促進法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁である県と市で適切かつ速やかに実施していきます。

⑤ 建築物の地震に対する安全性に係る認定

耐震改修促進法第 22 条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、所管行政庁である市と県が適切かつ速やかに実施していきます。

⑥ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修促進法第 25 条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、所管行政庁である市と県が適切かつ速やかに実施していきます。

第4章 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

沼田市においては、住宅や建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や各種相談に応じる相談窓口を設置し、安心して耐震化に取り組むことができるように情報提供を行ないます。

さらに、沼田市において、平成28年度に作成した、地震防災マップの情報提供を図り、住宅や建築物の所有者が地震防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう取組みます。

平成27年度までの取り組みとしては、木造耐震診断者へのフォローアップアンケート等を通して、耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえてもらえるよう努めてきました。

2 パンフレット作成・配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・更新、配布、HPへの掲載、回覧板等により周知し、耐震化に関する啓発を行ないます。

また、群馬県等と連携し、耐震性のない建築物の所有者を直接訪問し、耐震診断の実施を促したり、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの講座等を実施します。

主な発信情報としては、

- ・ 地域災害の危険性、耐震化の重要性及び効果
- ・ 簡易な耐震診断
- ・ 耐震改修の方法や事例紹介、工事費用
- ・ 施工者情報
- ・ 助成制度、融資制度、税の優遇措置
- ・ 特定建築物や市有施設の耐震化状況
- ・ その他

があります。

具体的には、「沼田市市民協働のまちづくり出前講座」により、情報を発信しました。

今後は、出前講座実施についての周知も行い、より一層、住民に対し説明する場を設けることができるよう努めていきます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築、改修、バリアフリー化等のリフォーム工事に合わせて耐震改修を行なうことは、費用や施工面で効率的です。

関係団体と連携・協力を図り、耐震改修工事と一体的に実施するように耐震化の必要性を所有者に対して情報提供・啓発を行ないます。

第5章 法による指導及び助言・命令等についての連携

1 耐震改修促進法による指導等の実施

沼田市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁*である県と市が連携して対応します。

所管行政庁が所有者に対して行うこと

- 1) 指導及び助言（耐震改修促進法第15条第1項）
特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、必要な指導及び助言をすることができる。
- 2) 指示（耐震改修促進法第15条第2項）
一定規模以上の特定建築物（別表-1 参照）について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示をすることができる。
- 3) 公表（耐震改修促進法第15条第3項）
上記の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 建築基準法による勧告・命令等の実施

上記の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、特定行政庁は建築基準法第10条第3項による除却、改築、修繕等を行うよう命令することができることから、特定行政庁*である県と市が連携して対応します。

同様に、損傷、腐食、その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、「特定行政庁は同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行なうこと」とされていることから、沼田市においても特定行政庁である県と市が連携して対応します。

※所管行政庁：建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の規定。建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県の長である。（耐震改修促進法第2条）したがって、沼田市の場合は群馬県知事又は市長である。

※特定行政庁：建築基準法による規定。建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県の長である。（建築基準法第2条）したがって、沼田市の場合は群馬県知事又は市長である。

別表-2 特定建築物となる危険物の数量一覧

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇薬 200 t

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で 7,200 個、約 120 kg。

参考 1：耐震改修促進計画に関する法律

i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二

項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、

当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定
(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に

適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定

をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規

模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和三十六年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和三十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十二年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和三十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第一百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第一百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第一百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この

項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万个
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

- 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、法第二十二条第二項 の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し

報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

- 第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）
第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。